

令和8年度 事業計画

1 基本方針

農地中間管理事業については、令和8年度からスタートする県の「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、地域計画の実現に向け、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図り農地利用集積率7割を目指します。このため、市町推進チーム会の活動を一層活性化し、県、市町、農業委員会、JAなど関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、異常気象等に伴う農業生産の不安定や円安等に伴う資材価格等の高騰などにより、農業者の規模拡大意欲が低下する一方、担い手の高齢化・減少が急速に進むなど、農業・農地を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いています。そうした中で、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」が各市町で策定され、ほぼ全ての計画において、中間管理事業を活用する取組方針が策定されたものの、一方で、地域の課題（担い手の不足、農地の条件整備など）も明らかとなっています。こうした状況を踏まえ、当公社においても、県・市町や推進チーム会と連携し、推進対象集落や推進手順を明確にした上で、地域課題を解決する手段として中間管理事業のメリットを活用し、地域で中間管理権を設定する取組を進めることで、地域計画の取り組みが地域の農地を守り、地域農業の発展に繋がるよう、積極的に取り組んでまいります。

また、市町においては現在427地区で地域計画が策定されておりますが、その中で約2割の農地で担い手が位置づけられていない状況で、更なる計画のブラッシュアップが求められています。

公社といたしましても、担い手の確保や掘り起こし・優良農地のマッチング支援等、地域計画の実現に向け取り組んでまいります。加えて、地域計画のブラッシュアップと並行して、地域計画の協議の場（話し合いの機会）を捉え、中間管理事業を活用した、農地を守る取り組みや農地の集積・集約化を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、平成20年4月の営農開始以来、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借（貸付期間：原則5年）を行ってまいりましたが、令和4年の同法改正（経過措置期間：令和7年3月末）に伴い、令和7年11月に「諫早湾干拓農地の賃貸借に関する基本方針」を見直し、賃貸借期間を10年以上とすることに改めたところです。

今後は、この基本方針に即して、適切な賃貸借を行うとともに、引き続き関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び諫早湾干拓環境保全型農業推進協議会や平成諫早湾干拓土地改良区等での営農者との意見交換を継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を行うとともに、リース料の安定的な確保に努めてまいります。

2 事業内容

(1) 農地中間管理事業

① 農地の貸借

市町推進チーム会など関係機関と緊密に連携し、中間管理事業の重点地域を位置づけ、推進対象及び手順を明確にした上で、計画的に中間管理事業の推進を図ってまいります。また、担い手の不足や農地の条件整備等の課題解決に中間管理事業のメリットを活用して、まとまった形で農地の利用ができるように配慮して担い手への農地の集積・集約化を進めます。

遊休農地については、解消すれば担い手が活用できる農地を対象に、推進チーム会と連携し担い手の確保を図りながら積極的に借受け、遊休農地の解消に取り組めます。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地の貸借	借受面積	2,000 ha	R7年度計画(実績見込み) 800(1,428) ha
	貸付面積	2,000 ha	800(1,505) ha

② 農地の条件整備を契機とした中間管理事業の推進

地域計画の中で、農地の条件整備に取り組む方針を立てた地域について、推進チーム会メンバーの役割分担の下、地域と連携し、深掘調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用してまとまった農地の確保を行い、機構関連事業（補助率100%）や県営基盤整備事業（補助率92.5～95%）、簡易な基盤整備事業（農地耕作条件改善事業）、遊休農地解消対策事業（定額助成43千円/10a）を活用した条件整備並びに遊休農地の解消を進めてまいります。

この場合、公社は、関係機関と連携し、機構関連事業の実施に向けて計画的に農地を中間保有する取組や自ら耕作する意志のない農地所有者に代わり土地改良法3条資格者として基盤整備事業に参加して経常賦課金を負担する取組などの掘り起こし、遊休農地を借り受けて除草・耕起して担い手に貸し付ける取組を行い、これらを契機とした中間管理事業を推進します。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地条件整備への参画等農地の条件整備を契機とした中間管理権の設定	面積	90ha	・ 機構関連事業中間保有 4地区 65ha ・ 経常賦課金の負担 3地区 12ha ・ 遊休農地の解消 県下 1ha

③ 農地の売買

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づき、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地の売買	買入面積	5. 2 ha	全国農地保有合理化協会 ・担い手支援資金
	売渡面積	5. 2 ha	

(2) 諫早湾干拓農地保有管理事業

令和5年度から5年間(第4期)の利用権設定により、現在37の経営体が営農されています。

干拓地においては、労働力の確保問題や鳥獣被害などの課題が見られますが、レタス・ブロッコリー・たまねぎ等大規模な露地野菜やいちごのハウス栽培の導入など、広大な干拓地ならではの営農活動が展開されています。

公社としては、引き続き、営農計画達成に向けた経営相談会や意見交換会を通じて、営農活動の支援や環境保全型農業の推進、排水改善対策や鳥獣被害防止対策等に取り組むとともに、適切な農地の管理と的確な作付状況の把握等を関係機関と連携して取り組みます。

なお、第4期途中に合意解約した農地及び客土嵩上げ工事の土層改良を実施した農地、訴訟により明渡しを受けた農地について、令和7年度に公募審査を行って、本理事会でご承認いただく営農者への農地の貸付け及び営農活動が円滑に行えるよう関係機関と連携し、支援してまいります。

① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

(貸付計画)

借受者	面 積	賃 貸 料	備 考
39件 (県含む)	672ha	134,000千円	

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 公募した全圃場の営農者への貸付け決定を見込む。(うち2営農者は新規貸付)

② 宅地等用地

使用処分計画の変更により入植者に加え増反者及び関連業者への売却が可能となっていることから、関係機関とも連携を図り、宅地等用地の売却促進に努めます。

区分	区画数	面積 (㎡)	売却金額	備考
計画	10	10,000	52,000千円	

(参考)

	区画数	面積 (㎡)	備考
全体	91	84,703.53	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.67	
売却済み	43	38,819.99	
未売却	32	31,562.68	

③ 排水改善対策

令和6年に策定した諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、国等の事業予算と公社積立金を確保するとともに、営農者との協議を踏まえ、計画的な排水改善対策を進めます。

令和8年度については暗渠排水管の再整備による排水改善対策を実施します。

(事業計画)

○暗渠整備

第3期3ヶ年(令和6～令和8年度)の整備計画24.81haについて、国庫補助事業枠と公社積立金の確保を図りながら計画的に取り組んでまいります。

令和8年度については、中央干拓7圃場17.3haを計画しています。

圃場数	面積 (ha)	事業費 (千円)	公社負担 (千円)	備考
7	17.3	59,000	11,800	令和7・8年度計画

注) ・ 令和7年度は客土嵩上げ工事実施のため暗渠整備は未実施

- ・ 暗渠整備は国庫補助事業(7年度から定率補助)と公社特別積立金を財源に
土地改良区が事業主体として実施